2　この省令の施行の際現に提出されている第三条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則別紙様式第一から第三まで、第五、第六、第十一、第十一の二、第十一の四、第十一の八、第十二、第十三、第十五の二又は第十六の各様式（次項において「旧別紙様式」という。）は、それぞれ、新酒類業組合法施行規則別紙様式第一から第三まで、第五、第六、第十一、第十一の二、第十一の四、第十一の八、第十二、第十三、第十五の二又は第十六の各様式とみなす。

3　この省令の施行の際現に存する旧別紙様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。次項において「改正法」という。）附則第三十六条第二項第一号及び第二号に掲げる発泡酒の原料としてでん粉又は糖類を使用した場合において、当該でん粉又は糖類に含有される水分の重量が当該でん粉又は糖類の重量の百分の二十を超えるものであるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定に規定する水以外の原料の重量は、当該百分の二十を超える水分の重量を当該でん粉又は糖類の重量から除外して計算する。

2　前項の規定は、改正法附則第三十六条第五項第一号及び第二号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第三十六条第二項第一号及び第二号」とあるのは、「附則第三十六条第五項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法施行規則（昭和四十五年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「単式蒸留しょうちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同条中「特定単式蒸留しょうちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しょうちゆう製造業を」を「単式蒸留焼酎製造業を」に、「単式蒸留しょうちゆうの」を「単式蒸留焼酎の」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「特定単式蒸留しょうちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同条第二項中「特定単式蒸留しょうちゆう製造業者」を「特定単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しょうちゆうの」を「単式蒸留焼酎の」に、「「単式蒸留しょうちゆう」を「「単式蒸留焼酎」に改める。

○財務省令第二十三号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第一項ただし書及び第三十四条の二第一項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（納付に係る届出等）

第一条の三　法第三十四条第一項ただし書（納付の手続）に規定する財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第三十四条の二第一項（口座振替納付に係る通知等）に規定する納税者が、同項に規定する通知の依頼をするものとして税務署長に届け出た場合

二　電子情報処理組織を使用して国税（法第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。以下同じ。）を納付しようとする者が、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項（事前届出）の規定により税務署長に届け出た場合

2　法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　前項第一号の届出があつた場合　法第三十四条の二第一項に規定する金融機関が、次条第一号の規定による送付がされた同号に規定する記録媒体（同条第二号の規定による送信がされた同号に規定する電磁的記録を含む。）を添えて国税を納付する方法

二　前項第二号の届出があつた場合　同号に規定する者が、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第七条第一項（電子情報処理組織による納付手続）の規定により国税を納付する方法

（口座振替納付に係る通知）

第一条の四　法第三十四条の二第一項（口座振替納付に係る通知等）に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。

一　納付書記載事項（国税を納付しようとする者の氏名又は名称、当該国税に係る税目及び税額その他の納付書（法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）に記載すべきこととされている事項をいう。以下同じ。）を記載した納付書又は納付書記載事項を記録した記録媒体を送付する方法

二　納付書記載事項に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項（納付受託の手続）及び第十二条の二第一項（電磁的記録に記録された事項の表示等）において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第二条第一項第一号中「（法第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「（法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書をいう。次項第一号において同じ。）」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一　納付書記載事項

第七条第三項中「（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。第十二条の二第一項（電磁的記録に記録された事項の表示等）において同じ。）」を削る。

第十六条第一項の表法第五十二条第二項（保証人の納付）の納付通知書の項中「保証人の納付」を「担保の処分」に改め、同表法第九十七条第三項（身分証明書の提示）の身分証明書の項中「身分証明書の提示」を「審理のための質問、検査等」に改め、同表令第四十一条第四項（納税証明書の交付の請求）の請求書の項中「交付の請求」の下に「等」を加え、同表法第百二十三条第一項（納税証明書の交付）の証明書の項中「交付」の下に「等」を加え、同表に次のように加える。

法第百四十条（身分の証明）の身分証明書	別紙第十号書式

別紙第1号書式備考11中「送付する」の次に「（第1条の4第1号に規定する納付書記載事項を記載した」を加え、同書式備考12を削り、同書式備考13を同書式備考12とし、同書式備考13とし、同書式備考15を同書式備考14とし、同書式備考16を同書式備考15とする。

別紙第1号書式の付表を削る。

別紙第1号の2書式備考2中「14は」を「13は」に改める。

別紙第2号書式備考1中「13まで及び15」を「12まで及び14」に改める。

別紙第3号書式備考3、別紙第4号書式備考3及び別紙第6号書式備考4中「16は」を「15は」に改める。

別紙第8号書式備考3中「税関長」を「番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載することとし、税関長」に改め、同書式備考4中「16は」を「15は」に改める。